

水道法の改正に伴う指定給水装置工事事業者の指定制度の変更について

○指定の有効期限が、無期限から5年ごとの更新制に変わりました

平成30年12月12日に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、令和元年10月1日施行された水道法第二十五条の三の二に、「**指定給水装置工事事業者の指定の効力は、5年ごとに更新を受けなければ失効する**」と規定されました。

このことに伴い、現在指定を受けている指定給水装置工事事業者の方につきましても、指定の有効期限が経過する前に、更新手続きを行っていただく必要があります。

指定の有効期間は、政令により指定を受けた時期によって経過措置が設けられております。

更新が必要な事業者様には順次郵便にてご案内させていただきます。

なお、指定更新に係る手数料については、10,000円となります。

指定の有効期間

大崎市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

○指定給水装置工事事業者の各種変更手続きについて

変更の届出が漏れていると更新できません。事前に変更手続きをお願いいたします。

指定給水装置工事事業者の事業内容や給水装置主任技術者等に関して変更がある場合は、速やかに変更の届出をお願いします。変更の届出については、**当該変更があった日から30日以内**となっておりますので、届出漏れのないようご注意ください。なお、**更新による指定内容の変更は行えませんが、事前に変更手続きを行ってください。**

届出書の様式については、大崎市ホームページ・事業者向けページ⇒申請書ダウンロード⇒大崎市水道事業指定給水装置工事事業者申請様式に掲載しております。

○指定給水装置工事事業者指定手数料について

指定給水装置工事事業者の指定更新制の導入にあわせて手数料について見直しを行い、**新規指定手数料についても10,000円**となっております。